

2025 年 6 月 9 日

各位

会社名 株式会社 AlbaLink
(コード番号 5537 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 河田 憲二
問合せ先 取締役 CFO 仲川 周
TEL 03-6458-8135
URL <https://albalink.co.jp/>

ストック・オプション（無償ストック・オプション及び有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の従業員に対する無償ストック・オプション（第 4 回新株予約権）（以下、「本無償ストック・オプション」と言います。）、当社の取締役に対する有償ストック・オプション（第 5 回新株予約権）（以下、「本有償ストック・オプション」と言います。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本有償ストック・オプションは、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施します。また、本有償ストック・オプションは付与対象者に対する報酬としてではなく、投資判断に基づき引き受けが行われるものです。

なお、本有償ストック・オプションがすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 0.8% に相当します。しかしながら、本新株予約権は、予め定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本有償ストック・オプションの発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

記

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社の従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

II. 無償ストック・オプションの発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社 AlbaLink 第 4 回新株予約権

2. 新株予約権の総数

120 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる

新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	割当新株予約権数
従業員	2 名	120 個
合計	2 名	120 個

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。但し、付与株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- 1 当社が普通株式について株式の分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、本新株予約権について付与株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後の付与株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 本項の定めに基づき付与株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の付与株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 株につき金 2,255 円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

6. 行使価額の調整

- 1 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約

権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記 4. ①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

上記調整による調整後の行使価額は、当該発行又は処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日。）の翌日以降に適用されるものとする。

なお、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は適切に調整されるものとする。
- 4 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

7. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、職務執行の対価として、ストックオプションとしての新株予約権を発行するものであるため、有利発行には該当しない。

8. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027 年 6 月 10 日から 2035 年 6 月 9 日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。
- 2 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

11. 新株予約権の行使の条件

- 1 当社の取締役又は従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第 2 条第 3 号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を除く。）等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。
- 2 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について下記 12. に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- 3 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使は認められないものとする。
- 5 新株予約権者が 1 個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならないが、1 株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- 6 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 7 上記①乃至⑥の定めにかかわらず、新株予約権者は、当社の普通株式が TOKYO PRO Market を除く金融証券取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。

12. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定する。

- 1 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合）
- 2 新株予約権者が上記 11. に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合
- 3 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

13. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 4. に準じて決定する。
- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 5. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 5 新株予約権を行使することができる期間
上記 8. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 8. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 9. に準じて決定する。
- 7 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認

を要する。

8 新株予約権の取得条項

上記 12. に準じて決定する。

9 株予約権の行使条件

上記 11. に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

15. 新株予約権を割り当てる日

2025 年 6 月 30 日

16. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

III. 有償ストック・オプションの発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社 AlbaLink 第 5 回新株予約権

2. 新株予約権の総数

160 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

対象者	人数	割当新株予約権数
取締役	1 名	160 個
合計	1 名	160 個

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。但し、付与株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

- 1 当社が普通株式について株式の分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は併合を行う場合には、本新株予約権について付与株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行

済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。

調整後の付与株式数は、株式分割の場合は会社法第 183 条第 2 項第 1 号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 2 上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。
- 3 本項の定めに基づき付与株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という。）に対して、その旨並びにその事由、調整後の付与株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1 株につき 2,255 円とする。

6. 行使価額の調整

- 1 当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記 4. ①の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

上記調整による調整後の行使価額は、当該発行又は処分のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第 209 条第 1 項第 2 号が適用される場合は、同号に定める期間の末日。）の翌日以降に適用されるものとする。

なお、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 3 上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は適切に調整されるものとする。
- 4 本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく新株予約権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

7. 新株予約権の払込金額又はその算定方法

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,860円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社 JW Capital Partners が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

8. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2027年6月10日から2035年6月9日までとする。

なお、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

9. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げる。
- 2 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要する。

11. 新株予約権の行使の条件

- 1 当社の取締役又は従業員として新株予約権の割当を受けた者は、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は従業員のいずれの地位をも有しなくなった場合は、本新株予約権を行使することができない。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退職（懲戒解雇を

除く。)等正当な事由により上記地位を失った場合において、当社が取締役会の決議により、特に新株予約権の行使を認めた者については、この限りではない。

- 2 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は新株予約権者について下記 12. に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- 3 本新株予約権の行使は 1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使は認められないものとする。
- 5 新株予約権者が 1 個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならないが、1 株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
- 6 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が取締役会の決議により特に行使を認めた場合はこの限りではない。
- 7 本新株予約権は、以下の各号の条件をいずれも満たした場合に限り行使することができる。なお、連結財務諸表を作成している場合は、連結ベースの売上総利益を対象とし、個別財務諸表のみ作成している場合は、個別ベースの売上総利益を参照する。

2025 年 12 月末日、2026 年 12 月末日及び 2027 年 12 月末日に終了する当社の各事業年度における売上総利益が、以下の目標数値を 2 期以上上回ること。

<目標数値>

年度	売上総利益
2025 年 12 月期	4,000,000,000 円
2026 年 12 月期	5,200,000,000 円
2027 年 12 月期	6,760,000,000 円

- 8 上記①乃至⑦の定めにかかわらず、新株予約権者は、当社の普通株式が TOKYO PRO Market を除く金融証券取引所に上場していない場合は、本新株予約権を行使することができないものとする。

12. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の事由が生じた未行使の本新株予約権の全部又は一部を、当社が取締役会の決議により別途定める日をもって無償で取得することができる。なお、当該新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する新株予約権を決定する。

- 1 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、

当社の取締役会の決議がなされた場合)

- 2 新株予約権者が上記 11. に定める権利行使の条件に該当しなくなった場合
- 3 新株予約権者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

13. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- 1 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- 2 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- 3 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 4. に準じて決定する。
- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 5. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- 5 新株予約権を行使することができる期間
上記 8. に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 8. に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 9. に準じて決定する。
- 7 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- 8 新株予約権の取得条項
上記 12. に準じて決定する。
- 9 新株予約権の行使条件
上記 11. に準じて決定する。

14. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場

合には、これを切り捨てる。

15. 新株予約権を割り当てる日
2025 年 6 月 30 日

16. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
本新株予約権の新株予約権証券は発行しない。

以上